

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第一節 生活保護制度の概要

生活保護制度は、日本国憲法第二五条に規定する国民の生存権保障の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行ない、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。その理念に基づいて、すべて国民は、生活保護法の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができるようになっており、保障する最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされている。

保護の種類としては、生活、教育、住宅、医療、出産、生業、葬祭の七つの扶助がある。

生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持できない者に対し、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものを給付し、教育扶助は、義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要とするものを給付し、住宅扶助は、住宅(地代、家賃、間代など)の費用、補修その他住宅維持費を給付し、医療扶助は、診療、薬剤または治療材料の支給、医学的処置、手術その他の治療ならびに施術、病院または診療所への収容、看護、移送の給付を行ない、出産扶助は、分べんの介助、分べん前と分べん後の処置および衛生材料費を給付し、生業扶助は、その者の収入を増加させ、またはその自立を助長することのできる見込みのある場合に、生業に必要な資金、器具または資材、技能の修得、就労のための必要費(たとえばしたく金)を給付し、葬祭扶助は葬祭費を給付する。

このような建て前によつて運用されている生活保護法のしくみのなかで、最も重要な枢軸は、保護基準である。この保護基準は、わが国の社会保障全体の水準を端的に示すバロメーターといわれ、わが国の経済、財政、労働などの社会的経済的水準を如実に反映するものとも考えられるので、この面について詳説し、次いで生活保護受給世帯および人員、生活保護予算など保護の実施状況についてその概況を述べ、その他二、三の問題点に触れることにしよう。

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第二節 保護基準ならびに各種の加算および控除の制度

##### 一 保護基準

保護基準とは、生活保障による保護を必要とする状態にある者の年齢、性、世帯構成、所在地域、その他の事情を考慮に入れて、国が定めた最低限度の生活の需要を満たすに足りる基準のことである。この基準は、さきに述べた七種類の扶助について、それぞれ算定されているが、このうち、制度上最も重要な地位を占めている生活扶助基準については、昭和二一年に生活保護制度が創設されて以来一七回(七回にわたる米価改訂などに伴う補正は含まない。)にわたって改訂が行なわれた(第一一表参照)。

第1-1表 保護基準改訂の推移

第1-1表 保護基準改訂の推移				標準5人世帯の保護基準額
改訂回数	年	月	日	円
第1回	昭和21年	3月	15日	200
第1次改訂		4	1	252
2		7	1	303
3		11	1	456
4	22	3	1	630
5		7	1	912
6		8	1	1,326
7		11	1	1,500
8	23	8	1	4,128
9		11	1	4,452
10	24	5	1	5,266
11	26	5	1	6,254
12	27	5	1	8,059
13	28	7	1	9,232
14	32	4	1	10,139
15	34	4	1	10,635
16	35	4	1	10,910
17	36	4	1	13,616

厚生省社会局調  
 (注) 1. 11次改訂以前は東京五大市の基準額、12次改訂以降は1級地甲の夏季、14次改訂以降は1級地における夏季、冬季の平均の基準額(生活扶助、住宅扶助、教育扶助を含む。)である。  
 2. ほかに、教科書代、学校給食費、通学の交通費が給付される。

三六年四月に改訂された基準額は、東京都など大都市(一級地)の標準五人世帯(一歳男、五歳女、九歳男、三五歳女、六四歳男)の場合では、生活扶助、住宅扶助、教育扶助の標準的な各基準額を合わせて一万三、六一六円となっており、これを三五年度基準額に対比すると、月額二、七〇〇円、年額約三万二、五〇〇円の増となり、率にすれば約二五%引き上げられている(第一二表参照)。

第1-2表 第16次基準と第17次基準の比較(標準5人世帯64歳男35歳女9歳男5歳女1歳男-1級地東京)

第1—2表 第16次基準と第17次基準の比較  
(標準5人世帯 64歳男 35歳女 9歳男 5歳女 1歳男……1級地東京)

	第16次改訂		第17次改訂		
	1人1日当 りカロリー	金 額	1人1日当 りカロリー	金 額	
生活扶助基準	主 食	1,207	3,472.67	1,202	3,557.54
	副 食	320	2,955.43	349	3,643.50
	そ の 他	131	559.91	107	521.45
	飲 食 物 費 計	1,658	6,988.01	1,658	7,722.49
	そ の 他 の 経 費		2,632.52		3,629.74
合 計		9,620.53		11,352.23	
改 訂 率		100.00		118.00	
住 宅 扶 助 基 準		1,100.00		2,000.00	
教 育 扶 助 基 準		189.00		264.00	
合 計		10,909.53		13,616.23	
生・住・教改訂率		100.00		124.80	

厚生省社会局調

(注) 飲食物費改訂率 110.5 その他経費改訂率 137.9

保護基準のうち大きな比重を占めている生活扶助基準は、三六年度当初において、対前年度一八%という大幅な引き上げが行なわれることとなつたが、この改訂は、その改訂率の大幅であつたこともさることながら、生活扶助基準の算定方式を従来のマーケット・バスケット方式からエンゲル方式に切り替えた点で画期的な改訂といふことができる。マーケット・バスケット方式は、日常生活必需物資をすべて個々の消費財ごとに積み上げて理論的に算定する方法である。今回採用されたエンゲル方式は、まず、実態生計(総理府家計調査のうち東京都分)の中から代表的な世帯構成(四人世帯で有業人員一人)をもつた世帯を選定採用して、その世帯の必要とする最低限度の飲食物費を、マーケット・バスケット方式により個々に理論的に積み上げて算出し、その飲食物費を支出する現実の世帯を前述の家計調査の世帯から求め、その生計費に占めるエンゲル係数を用いて最低生活費を算定する方式である。この方式によれば、飲食物費以外の家計費がエンゲル係数から導き出された総体的な消費支出額の中で、実態に即した内容のものとして算出されることになる。また、右に述べたように、最低生活費の算定の根拠を一般世帯における実態生計に求めた結果、今後国民所得倍増計画の推進などにより一般世帯の生活水準が上昇した場合には、その上昇に応じて、最低生活費が上昇することになる。なお、三五年度補正予算において創設された期末一時扶助(年末の臨時的支出に対する扶助)の五人世帯五〇〇円の額が、本年度より一、三〇〇円に増額されたことも特記すべき事項である。

次に住宅扶助基準については、一級地五人世帯の前年度一、一〇〇円の限度額を二、〇〇〇円に改訂した。その他、教育扶助基準、生業扶助基準についても相当の改善が行なわれ、教育扶助では、最近の学校教育内容の向上、特に本年度から学習指導要領が全面的に実施されることとなつたので、学用品費、実験実習見学費の内容充実が図られ、生業扶助では、労働力のある被保護世帯の勤労意欲を助長し、さらには自立更生を促進するため、技能修得費については、一件一万五、〇〇〇円(前年度一万二、〇〇〇円)に、就労助成については一件二万円(前年度一万二、〇〇〇円)に改訂された。

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第二節 保護基準ならびに各種の加算および控除の制度

##### 二 各種の加算および控除の制度

生活保護法においては、前述の標準的規格的な基準額のほか、個々の世帯について必要と認められる需要に対しては、老齢加算、母子加算など各種の加算が行なわれ、また勤労収入については、まるまるその金額を収入として認定することなく、勤労に伴う所要経費は、これを収入から控除して被保護世帯の勤労意欲の喚起、自立更生の助長などを図るための勤労控除の制度が行なわれている。まず加算制度であるが、これは母子世帯における母親、身体障害者、高齢者、在宅の病人、妊産婦などについて標準的な生活費に加算することによって個々の世帯ないし個人の特殊な需要を満たすためのものである。次に、勤労控除には、収入認定にあたって、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費など勤労に伴う直接経費としてその実費を控除するもの、勤労に伴う経常的な消費のための必需物資に対して控除するもの、勤労時間外における余暇を利用しての就労や、月間二六日以上同一の仕事に就労した場合などの増加収入に対し、勤労奨励的意味において控除するもの、中学を卒業して新しく就職した人々などに対し、新規就労にあたっての需要にあてるものという意味で控除するものなどがある。そしてこの加算、控除制度は、被保護世帯の個々の需要に即応した最低生活水準を一般的に保障し、または、生活保護を離脱して自立するための有力な手段と考えられるので、一般保護基準に対する考慮のほかに、この面について格段の配慮が行なわれている。昭和三六年四月の改訂では、乳児に対する人工栄養費は三、〇〇〇円(対前年二〇〇円増)、入院患者に対する月用品の購入費は一、〇三五円(対前年三三〇円増)、妊婦に対する栄養補給費は九四五円(対前年一九五円増)、勤労控除のうち基礎控除は二、一一〇円以内(対前年三六〇円増)にそれぞれ引き上げられたほか、勤労控除、特別控除などについても相当大幅な改善が図られた。中でも勤勉控除額については、従来月二六日以上稼働の場合の増加収入額に対し、基礎控除額の二〇%以内の控除が認められていたが、今年度から、その増加収入額の五〇%の控除が認められ、実質的に大幅な引き上げが行なわれることとなった(第一-三表参照)。

#### 第1-3表 1級地における生活扶助基準および加算・控除の比較

第1-3表 1級地における生活扶助基準および加算・控除の比較

種 別	(第16次改訂)	(第17次改訂)	内 訳
一般生活費 生活扶助基準額	月 9,621円	月 11,352円 (標準5人世帯)	5人世帯 64歳男 35歳女 9歳男 5歳女 1歳男
人工栄養費	月 2,800円	月 3,000円	
入院患者の日用品費	月 705円	月 1,035円	
一時扶助	(1) 被服費 (衣料、寝具) (2) 移送費	(1) 被服費(衣料、寝具) (2) 移送費 (3) 家具什器費 (新設)	
加算			
妊産婦加算	月 750円	月 945円	
老 齡 加 算	1人月1,000円 有配偶者は各 750円	1人月1,000円 有配偶者は各 750円	70歳以上
母 子 加 算	月 1,050円 月 240円 月 810円 月 190円	月 1,050円 月 240円 月 1,050円 月 240円	母と子1人世帯 } 死別 第2子以下加給 } 母と子1人世帯 } 生別(8月まで 第2子以下加給 } は現行どおり)
身体障害者加算	月 1,680円 月 630円	月 1,680円 月 630円	1・2級程度 } 身体障害者福祉法の 3級程度 } 等級表による。
在宅患者加算	月 850円	月 850円	
動 労 控 除			
実費控除			社会保険料、所得税、労働組合費、 月額2,110円の範囲内で職業別に 定められた額
基礎控除	月 1,650円	月 2,110円以内	
勤 勉 控 除	26日以上稼働 の場合基礎控除 額の20%	超過稼働収入の $\frac{1}{2}$	26日以上稼働や余暇利用など通常 以上の努力を払っている場合
特 別 控 除	年 7,000円以内	年 8,000円以内	
新規就労控除	月 1,000円 (6か月間)	月 1,500円 (6か月間)	中学新卒者、退院患者などで就労 した場合

(注) 一般生活費の地域差は、100(1級地一主として大都市)、91(2級地一主として中都市)、82(3級地一主として小都参)、73(4級地一主として町村)である。

そこで、被保護世帯における最低限度の生活を、さきに述べたように標準五人世帯における標準的規格的な生活保護基準額で機械的に比較することは、必ずしも合理的ではないので、例年のごとく、主要な加算、控除額を加味して、これをいくつかの具体的世帯の事例によつて示せば付表一七表のとおりである。

以上述べたように、本年度における生活保護基準の画期的改善を含めて、今日まで生活保護制度は、一般保護基準の面においても、その他各種加算、控除制度の面においても、経済、労働、財政その他全般の諸事情から受ける制約要因の中で、許容される限度いつばいに運用されてきたといえようが、諸事情の好転に伴い、それに即応して、明年度においても、今年度に引き続き、なお大幅な保護基準の改訂を行なうべきであろう。なお、本年度第一次補正予算において、約5%の基準改訂の措置が行なわれ、一〇月一日より実施されている。

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第三節 生活保護の実施状況

##### 一 生活保護受給世帯および人員

生活保護の適用を受けている世帯数は、昭和三三年を境として増加に転じ、三五年では六〇万六、〇〇〇世帯に達し、これらの世帯に属する人員は一六四万二、〇〇〇人を数え、これを人口千人対比の保護率で見ると一七・六となつている。この保護率で見ると、被保護者数は三四年を除けば、長期的に一貫して低下の傾向をたどつている(第一-四表参照)。

第1-4表 生活保護受給世帯および同人員の推移

	被保護世帯数		被保護実人数		
	実数	指数	実数	指数	保護率
	千人		千人		%
29年平均	663	100.2	1,887	97.8	21.4
30	663	100.0	1,928	100.0	21.7
31	631	95.4	1,825	94.6	20.3
32	584	88.2	1,649	85.5	18.2
33	581	87.7	1,615	83.7	17.6
34	603	91.0	1,664	86.3	18.1
35	606	91.5	1,642	85.1	17.6

厚生省社会局調

生活保護受給世帯について、これを世帯人員別にみると、総数においても、また医療扶助単給世帯を除いた生活扶助など世帯においても、一人から二人よりなる世帯の割合が全体の約半分を占め、五人以上よりなる世帯の割合は傾向的に低下している。(第一-五表参照)。

第1-5表 被保護世帯における人員別世帯分布の推移

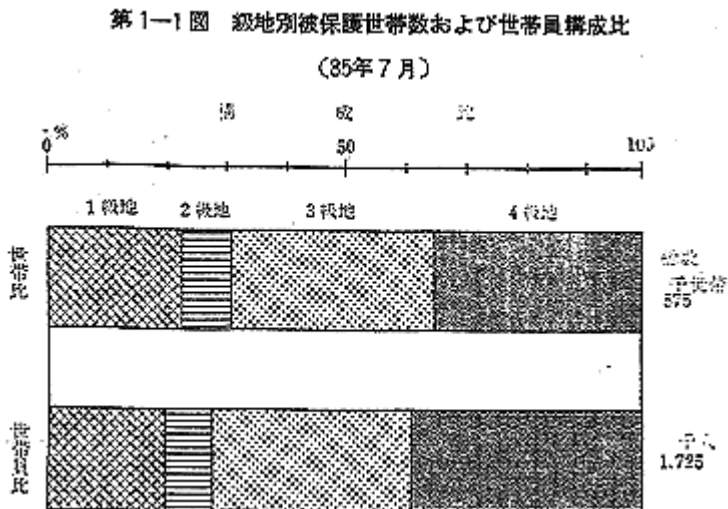
第1-5表 被保護世帯における人員別世帯分布の推移  
(単位：%)

	31年 10月		33年 7月		35年 7月	
	総数	(再)生活扶助など	総数	(再)生活扶助など	総数	(再)生活扶助など
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1人	29.2	27.5	32.6	29.6	35.1 (202)	30.3 (135)
2人	14.2	14.7	14.4	14.9	14.6 (84)	15.4 (68)
3人	13.6	13.8	13.2	13.6	13.0 (75)	13.8 (62)
4人	13.7	14.2	13.3	14.1	12.9 (74)	14.1 (63)
5人	12.0	12.5	11.3	12.0	10.7 (61)	11.7 (52)
6人	8.6	8.9	7.8	8.3	7.2 (41)	7.9 (35)
7人	5.1	5.2	4.4	4.6	3.9 (22)	4.2 (19)
8人以上	3.6	3.3	3.0	2.9	2.6 (15)	2.6 (12)

資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」による。  
 (注)1. 「生活扶助など」は医療扶助単給世帯を除く世帯である。  
 2. 35年のかつこ内は実数(単位千世帯)である。

世帯数および人員の級地別分布の状況をみよう。級地とは、生活保護法の実施にあたり、全国の冬行政区域(市町村)ごとに一級地(東京、大阪などの大都市)、二級地(中都市)、三級地(小都市)、四級地(町村)に分類して保護基準の適用地域を定めたものであるが、この区分によると、被保護世帯は都市部に約六割、農村部に約四割が分布している(第一-一図参照)。

第1-1図 級地別被保護世帯数および世帯員構成比



次に、一世帯当たりの平均人員を年齢階層別にみると、一世帯当り平均人員では、さきに述べたごとく、年々減少し、三五年では、平均三人を示している。このうち、一四歳未満は、最近における幼少人口の激減を反映して、三〇年の一・四五人から三五年には一・一八人に減少し、六〇歳以上は逆に若干微増している。特に注目すべきことは、一四歳から五九歳の生産年齢に属する世帯員が、三〇年の約一・六人から三五年には、約一・四人に減少していることである。これは、被保護世帯のうち労働力のある世帯は漸次生活保護を脱却し、一般世帯に上層転化の過程をたどっていることを反映するものであろう(第一-六表参照)。なお、参考までに被保護人員の男女別構成および年齢階層別構成をみると、男女別構成では、男四五%前後、女五五%前後の割合は、ここ数年間ほとんど変わりなく、年齢階層別構成では、前にも述べたごとく、幼少人口の激減、高齢人口の増大が著しい(第一-七表および第一-八表参照)。

第1-6表 被保護世帯における1世帯当たり平均世帯人員の推移

第1-6表 被保護世帯における1世帯当たり平均世帯人員の推移  
(単位:人)

	30年	32年	34年	35年7
	9月1日	9月30日	7月1日	月1日
1世帯当たり平均世帯人員	3.42	3.20	3.10	3.00
1世帯当たり14歳未満の者	1.45	1.31	1.23	1.18
1世帯当たり60歳以上の者	0.40	0.43	0.43	0.43
1世帯当たり14歳~59歳の者	1.57	1.47	1.44	1.38

資料:厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」による。

### 第1-7表 被保護人員の男女別構成の推移

第1-7表 被保護人員の男女別構成の推移

	30年	32年	34年	35年7月1日	
	9月1日	9月30日	7月1日	実数	構成比
総数	100.0%	100.0%	100.0%	1,725千人	100.0%
男	45.5%	45.7%	45.7%	789	45.7%
女	54.5%	54.3%	54.3%	936	54.3%

資料:厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」による。

### 第1-8表 被保護人員の年齢階級別構成の推移

第1-8表 被保護人員の年齢階級別構成の推移

	30年9月1日	32年9月30日	34年7月1日	35年7月1日	
				実数	構成比
0~5歳	14.0%	12.2%	10.8%	175千人	10.1%
6~13	28.5%	28.7%	28.8%	505	29.3%
14~59	45.8%	45.8%	46.5%	795	46.1%
60歳以上	11.7%	13.3%	13.9%	250	14.5%

資料:厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」による。



## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第三節 生活保護の実施状況

##### 二 被保護世帯の類型

生活保護を受給している世帯を世帯主の就業状況別にその推移をみると、昭和三五年では、前年に比し、総世帯数で約三、〇〇〇世帯の増加を示している。そのうち、世帯主が働いている世帯では約一万世帯の減、世帯員が働いている世帯および働いている者のいない世帯では約一万三、〇〇〇世帯の増となっており、両年において著しい変化はない(第一-九表参照)。

第1-9表 世帯類型別被保護世帯数の推移

第 1-9 表 世帯類型別被保護世帯数の推移  
(単位：千世帯)

	総 数	指 数	世帯主が働いている世帯					その他の世帯	
			総数	常用	日雇	内職	その他	世帯員が働いている世帯	働いていない世帯
26年平均	691	104.4	379	62	134	61	122	313	
27年	709	107.0	397	64	145	62	126	312	
28	681	129.9	367	61	134	60	112	314	
29	663	100.2	344	56	126	60	102	320	
30	663	100.0	328	52	123	59	94	335	
31	631	95.4	293	44	112	53	84	339	
32	584	88.2	254	36	92	45	81	331	
33	581	87.7	251	34	81	46	90	90	240
34	603	91.0	250	33	83	43	91	96	257
35	606	91.5	240	32	82	38	87	97	269

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

保護受給の状況を実人員で見ると、さきに述べたごとく対前年約二万人の減、世帯数では約三、〇〇〇世帯の増となっているのは、さきに、被保護世帯の家族構成でみたごとく、平均世帯人員の傾向的縮小などが影響しているものと思われる。

このように、世帯主が働いている世帯が減少し、働いている者のいない世帯が増加していることは、少なくとも労働能力のある者は、高度経済成長の及ぼした恩恵によつて好影響を受けたものと考えられる。言葉を換えると、被保護世帯は経済成長とともに、その受給者の構造にしたいに質的变化をもたらしているということができよう。さらに一四歳以上の被保護者の就業状態および不就業状態をみると、三五年では、総数で約三万人が減少し、そのほとんどは、就業者の減であるから、これらの人々は、少なくとも就業によつて保護を離脱したものと考えられる(第一-一〇表参照)。

第1-10表 被保護世帯における14歳以上の就業者、非就業者別および業態別人員の比較

第 1-10表 被保護世帯における14歳以上の就業者、非就業者別および業態別人員の比較 (単位:千)

	34 年 7 月			35 年 7 月		
	実 数	百分率	百分率	実 数	百分率	百分率
世 帯 数	574	%	%	575	%	%
全 世 帯 人 員	1,775	-	-	1,725	-	-
14 歳 以 上 総 人 員	1,073	100.0	-	1,045	100.0	-
14歳以上就業者総数	442	41.2	100.0	413	39.5	100.0
自 営 総 数	123		27.8	113		27.5
農 業	55			50		
農 業 以 外	68			63		
常 用	94		21.2	89		21.5
日 雇 総 数	145		32.8	141		34.1
失 対	34			34		
そ の 他	112			107		
内 職	80		18.2	70		16.9
14歳以上非就業者総数	630	58.8		632	60.5	

資料: 厚生省社会局「被保護者全国一斉調査の基礎調査」による。

なお、世帯類型別に保護世帯の構成をながめると、高齢者世帯の比重が漸次ふえ、母子世帯が減少し、全体の中では、前者が約二五%、後者が一五%、合わせて約四〇%は、世帯主が高齢者または母である。その他世帯の増加はさきにも述べたごとく、傷病世帯の増加に起因することはいうまでもない(第一一表参照)。

第1-11表 世帯類型別扶助の種類別世帯構成の推移

第 1-11表 世帯類型別扶助の種類別世帯構成の推移 (単位:%)

	30 年 9 月		33 年 7 月		35 年 7 月	
	総 数	(再) 生 活 扶 助 等	総 数	(再) 生 活 扶 助 等	総 数	(再) 生 活 扶 助 等
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢者世帯	19.1	22.1	20.0	23.7	(575,063) 20.6	(444,488) 24.6
母子世帯	17.4	20.0	13.5	16.7	(118,760) 12.6	(109,200) 15.8
その他世帯	63.5	57.9	66.5	59.6	(72,203) 66.8	(70,342) 59.6
					(384,100)	(264,946)

資料: 厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」による。  
(注) 1. 第1-5表(注)1に同じ。 2. 35年かつこ内は世帯実数である。

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第三節 生活保護の実施状況

##### 三 生活保護費と保護の実施状況

生活保護に要する費用は年々増加し、昭和三六年度予算では国庫補助額(国庫八割、地方公共団体二割負担)も五六〇億円にのぼっている。しかし、一般会計予算に対する保護費補助金の割合は二・八七%で、数年来、おおむね横ばい、または低下の傾向をたどっている(第一-一二表参照)。

第1-12表 一般会計歳出予算中における生活保護予算の割合の推移

	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
一般会計歳出予算 (A)	1,013,314	1,089,652	1,184,613	1,333,083	1,512,094	1,765,163	1,952,776
生活保護予算 (保護費補助金) (B)	35,783	34,780	34,844	37,638	43,220	44,485	56,119
$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	3.53	3.19	2.94	2.83	2.86	2.52	2.87

厚生省社会局調  
(注) 1. 生活保護予算は事務的経費を除く。 2. 予算額は補正後予算額である。 3. 36年度は補正前額である。

次に、被保護者全国一斉調査(三五年七月)によれば、被保護世帯の一か月間における最低生活費は、医療扶助現物給付を除き、約三六億円であるが、そのうち、被保護世帯における自家生産物などの消費(自給分)および勤労収入などの金銭収入の合計は約一九億円であり、また実際に扶助費として支給される額は、医療扶助の現物給付を除き、約一七億円であり、医療現物給付分を除く最低生活費の約四八%が、国費および地方費を合わせた扶助費として支給されていることになる(第一-一三表参照)。

第1-13表 最低生活費に対する収入充当額および扶助額の比率(35年7月)

第 1—13表 最低生活費に対する収入充当額および扶助額の比率  
(35年7月)

					金額(月)	構成比
最	低	生	活	費	3,620	100.0%
				助	3,350	92.5
				助	114	3.2
				助	156	4.3
収	入	充	当	額	1,871	51.7
				分	297	8.2
				入	1,574	43.5
				額	1,749	48.3

資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」による。  
 (注) 最低生活費は医療費を含まない。扶助額は医療現物給付を含まない。  
 収入充当額は本人支払額(医療受給の場合、本人が直接医療機関に支払った額)の分が控除されている。

では、これらの保護受給状況を主要扶助別に概観しよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第三節 生活保護の実施状況

##### 三 生活保護費と保護の実施状況

##### (一) 生活扶助、住宅扶助、教育扶助の人員および同扶助費

生活扶助人員および住宅扶助人員は、傾向的に減少していることは、前に述べたごとく、生活保護受給人員の減少と軌を一にするものであることはいうまでもない。生活扶助(食料、家具・じゅう器、光熱、被服、雑費)の一人当たり支給額(月額平均)は、三五年で約一、一四〇円で、昭和二九年からの増加は名目約四割にすぎなかつたが、本年度当初一八%の大幅な生活扶助基準の引き上げに伴い、本年四月および五月の一人当たり扶助費支給額は、一、四〇〇円と著しく上昇して、二九年からでは約七割の大幅増加となつている。

もちろん、一人当たり扶助支給額は、世帯の最低生活費から、世帯の勤労収入、自家生産物の消費額、その他の金銭収入を差し引いて実際に支給される扶助額であるから、その世帯の消耗的生活費の全額を示すものではないが、前述したごとく、平均的にみると被保護世帯ではその世帯の全生活費の半分を保護費に依存している現状からみると、本年度生活扶助の大幅引き上げにより、一人平均月約三、〇〇〇円を消耗的日常生活物資の購入にあてていることになる(第一一四表参照)。

第1-14表 生活扶助人員および同扶助費の推移(月額・名目)

	人 員	指 数	支給総額	1人当たり 支 給 額	指 数
	千人		百万円	円	
29年度平均	1,650	96.8	1,333	808	98.5
30	1,704	100.0	1,398	820	100.0
31	1,561	91.6	1,269	813	99.1
32	1,431	84.0	1,381	965	117.7
33	1,438	84.4	1,433	996	121.5
34	1,470	86.2	1,536	1,045	127.4
35	1,425	83.6	1,628	1,142	139.3
36年 4月	1,460	85.9	2,058	1,409	171.8
5	1,461	86.1	2,073	1,414	172.4

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

住宅扶助費は、被保護世帯における家賃および地代(家具、じゅう器などの耐久消費財は含まない)に対する扶助である。一人当たり住宅扶助額は、住宅扶助の基準は世帯単位であり、かつ、人員増に比例して増加することになつていないので、これを単純に一人当たりで考えることには問題があるが、本年度の基準改訂により、相当の改善が行なわれ、本年四月および五月の実績では、一人当たり約二四〇円となり、前年度に比し約四割の増加となつている(第一一五表参照)。

第1-15表 住宅扶助人員および同扶助費の推移

第 1-15表 住宅扶助人員および同扶助費の推移

	住 宅 扶 助		同扶助費(月額・名目)		
	人 員	指 数	支給総額	1人当たり 支 給 額	指 数
29年度平均	千人 887	105.0	千円 86,493	円 97	91.5
30	845	100.0	89,768	106	100.0
31	748	88.5	84,634	113	106.6
32	614	72.7	79,244	129	121.7
33	629	74.4	90,824	144	135.8
34	664	78.6	102,813	155	146.2
35	656	77.6	109,121	166	156.6
36年 4月	667	79.0	153,576	230	217.0
5	672	79.5	164,380	245	231.1

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

以上のごとく生活扶助および住宅扶助の面では、本年度の基準改訂は、被保護世帯の生活に相当の好影響を与えたものと思われる。なお、教育扶助は、第一一六表に示すごとく、現在約五〇万人の小学児童および中学生徒がその適用を受けている。三五年の全国一斉調査(第一一七表参照)によると、小学生約三四万人、中学生約一五万人であるが、そのうち学校給食費の支給を受けている者は約半数の二六万人である。一人当たり教育扶助支給金額は月約三五〇円で、三〇年以来、おおむね横ばいの傾向を示している。

第1-16表 教育扶助人員および同扶助費の推移

第 1-16表 教育扶助人員および同扶助費の推移

	教 育 扶 助		教育扶助費(月額・名目)		
	人 員	指 数	支給総額	1人当たり 支 給 額	指 数
29年度平均	千人 573	98.0	千円 153,240	円 267	92.4
30	585	100.0	169,013	289	100.0
31	543	92.9	181,801	335	115.9
32	496	84.8	147,551	298	103.1
33	500	85.6	157,599	315	109.0
34	510	87.3	172,268	338	117.0
35	496	84.8	177,595	358	123.9

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

第1-17表 学校給食の実施状況

第 1-17表 学校給食の実施状況  
(35年7月)

	教育扶助人員	学 校 給 食 (再掲)	
		人 員	支 給 総 額
総 数	千人 495	千人 260	千円 73,649
小 学 校	344	238	68,641
中 学 校	151	22	5,007

資料：厚生省社公局「被保護者全国一斉調査」による。

厚生白書(昭和36年度版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第三節 生活保護の実施状況

#### 三 生活保護費と保護の実施状況

#### (二) 医療扶助人員および同扶助費

医療扶助は生活扶助と並んで生活保護の重要な扶助の種類である。そして生活保護実施上、最も問題の多いのは、この医療扶助である。第一に医療扶助受給人員が年々増加の一途をたどっていること、第二に医療扶助費が年々四〇億から五〇億の単位で増加を続けていることは特に注目に値する。

医療扶助受給人員は、昭和三五年度月平均で約四六万人、一人当たり平均扶助費は月約六、六〇〇円である(第一一八表参照)。そのうち、入院患者は約一八万人の多きを数え、その中でも、約五割は結核性疾患、約二割五分は精神病患者で占められている(第一一九表および第一二〇表参照)。そして生活保護入院患者の一か月平均の医療費は約一、六〇〇点(一点単価一〇円)、金額にして約一万六、〇〇〇円(第一二〇表参照)であるから、医療扶助費の支出月額平均約三〇億円の八割以上は、これら入院患者の入院医療費に充当されていることになる。生活保護法における扶助費全体の中で占める医療扶助費の割合も年々増加し、ここ数年来その五割以上を占めるに至っている(第一二一表参照)。

第1-18表 医療扶助人員および同扶助費の推移

	医 療 扶 助		医 療 扶 助 費		
	人 員	指 数	支給総額	1人当たり 支 給 額	指 数
	千人		百万円	円	
29年度平均	360	93.2	1,901	5,281	100.4
30	386	100.0	2,031	5,260	100.0
31	372	96.3	2,007	5,397	102.0
32	365	94.5	2,005	5,496	104.5
33	389	100.6	2,278	5,864	111.5
34	433	112.1	2,695	6,229	118.4
35	460	119.2	3,029	6,586	125.2

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

第1-19表 入院、入院外別医療扶助人員の推移



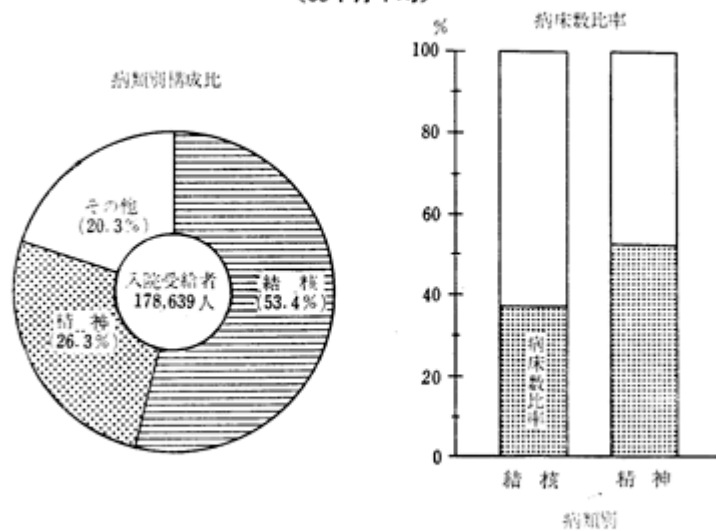
第 1-19表 入院、入院外別医療扶助人員の推移

	入 院		入 院 外	
	総 数	指 数	総 数	指 数
29 年 平 均	千人 126	93.2	千人 233	94.6
30	135	100.0	247	100.0
31	140	103.3	235	95.3
32	146	108.0	221	89.5
33	159	117.7	220	89.1
34	172	127.6	250	101.3
35	179	132.3	274	111.2

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

第1-2図 入院している医療扶助受給者の病類別構成比および全国病床数対比

第 1-2 図 入院している医療扶助受給者の病類別構成比および全国病床数対比  
(35年月平均)



資料：入院受給者数は厚生省統計調査部「厚生省報告例」および全国病床数は同部「病院報告」による。  
(注) 全国病床数は結核病床数、精神病床数である。

第1-20表 医療費1件当たり平均点数の比較

	生 活 保 護		健 康 保 険	
	入 院	入 院 外	入 院	入 院 外
34 年 平 均	1.533	139	1.378	88
35	1.586	147	1.411	92
36 年 4 月	1.600	146	1.434	97
5	1.646	148	1.455	101
対前年同月比	104.0	103.5	104.8	111.0

資料：厚生省社政局「生活保護速報」による。  
(注) 健康保険は政府管掌健康保険本人分であり、1点単価は10円である。

第1-21表 扶助費総額に対する医療扶助費の割合の推移

第 1—21表 扶助費総額に対する医療扶助費の割合の推移

	扶助費総額		医療扶助額		$\frac{(B)}{(A)} \times 100$
	実数(A)	指 数	実数(B)	指 数	
	百万円		百万円		%
26年度	23.054	53.4	8.245	35.4	35.8
27	29.975	69.4	12.766	54.8	42.6
28	34.121	79.0	16.085	69.0	47.1
29	40.143	92.0	21.295	91.3	53.0
30	43.201	100.0	23.312	100.0	54.0
31	42.651	98.7	24.100	103.4	56.5
32	43.501	100.7	24.065	103.2	55.3
33	47.681	110.4	27.341	117.3	57.3
34	54.242	125.5	32.338	138.7	59.4
35	59.555	137.9	36.353	155.9	61.0

資料：26年度から30年度までは厚生省統計調査部調  
31年以降は厚生省社会局調である。

(注) 35年度は当初予算額である。

要するに医療扶助の問題は、長期結核および精神病入院患者に対する医療対策が、生活保護にシワ寄せされていたことに起因するものであつて、生活保護法に優先する結核予防法、精神衛生法の充実強化が唱えられていたにもかかわらず、その実施が今日まで足踏みしていたからである。本年一〇月一日より、結核、精神病に対する新対策により、従来問題のあつた結核患者に対する命令入所、精神病患者に対する措置入院制度が拡充強化され、これら患者の患者管理から医療給付までを公衆衛生局において総合的に実施することになつたので、現在医療扶助入院患者のうち、医療費の一部を支払うこととされている該当受給者、および一〇月以降新規に医療扶助の適用を受けることのできる該当者の相当部分は、両法によつて実施されることになる。

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第三節 生活保護の実施状況

##### 三 生活保護費と保護の実施状況

##### (三) 勤労控除、加算および他法との併給扶助の各実施状況

すでに述べたごとく、生活保護制度においては、各種加算、控除が行なわれ、また、生活保護が国民生活の最終的な生活保障制度であるため、恩給、年金、健康保険などによる各給付が世帯の生活費を満たさない場合には、その不足分を補充する建て前をとっているため他法との併給が行なわれる。

昭和三五年七月の調査によると、勤労控除の適用を受けている人員は、約三五万人で、その大部分は基礎控除適用者である。一か月の控除総額は約二億円であり、うち月二日以上就労者に対する基礎控除が約二〇万人で、約一億三、〇〇〇万円を占めて最も多い(第一-二二表参照)。

第1-22表 勤労控除実施状況(35年7月)

		世 帯 数	人 員	金 額
		世帯	人	千円
基礎控除	総 額	296,059	342,748	199,675
	5 日 以 下	11,145	11,834	1,968
	6 ~ 10 日	37,400	40,389	12,265
	11 ~ 15	40,852	44,340	19,517
	16 ~ 20	48,932	54,736	32,451
	21 日 以 上	157,730	191,449	133,474
勤勉控除	総 額	5,407	5,958	1,499
	同 一 職 種	4,481	4,972	1,076
	そ の 他	926	986	423
特 別 控 除		6,903	7,918	3,634
新 規 就 労 控 除		4,749	4,789	4,612

資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」による。

各種加算額は同じく約二六万世帯に対し、月約二億七、〇〇〇万円が支給され、母子加算で約八、五〇〇万円、身体障害者加算で約三、〇〇〇万円、老齢加算約一億二、〇〇〇万円、患者(在宅)加算約三、五〇〇万円となっている(第一-二三表参照)。他法併給の状況は、他法受給権者であると同時に生活保護適用者である世帯および人員を示したものであるが、同じく約二五万人を数え、そのうち恩給、年金など金銭給付部門は約二〇万人を占めている。他法による金銭給付総額は月約二億五、〇〇〇万円となっている(第一-二四表参照)。

第1-23表 加算実施状況

第 1-23表 加算実施状況  
(35年7月)

		世帯数	人 員	金 額
		世帯	人	千円
母 子 加 算	死別総数	45,378	-	58,652
	子 1 人	10,266	-	10,279
	2	16,038	-	19,270
	3	12,454	-	17,857
	4人以上	6,620	-	11,246
	死別以外総数	21,465	-	20,314
	準母子総数	11,822	-	5,662
	身障加算総数	22,640	24,457	32,137
	老齡加算総数	114,856	124,538	118,958
	患者加算総数	43,498	48,417	35,355

資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」による。

### 第1-24表 他法との併給実施状況

第 1-24表 他法との併給実施状況  
(35年7月)

		世帯数	人 員	他法給付額
		世帯	人	千円
金 銭 給 付	援 護 法	5,786	6,465	13,423
	恩 給 法	9,524	10,174	28,958
	厚生年金法	12,392	14,179	32,987
	失業保険法	9,256	9,564	10,009
	国民年金法	135,205	152,030	158,370
	その他の社会保険 による金銭給付	4,246	5,191	8,907
医 療 給 付	結核予防法	70,422	75,086	-
	日 雇 健 保	10,947	16,828	-
	健保(各種共済を 含む)	7,744	9,554	-
	国 民 健 保	15,942	19,095	-

資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」による。

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第三節 生活保護の実施状況

#### 三 生活保護費と保護の実施状況

#### (四) 保護の開始および廃止の状況

保護の開廃止状況をみると、月々約二万世帯前後のものが保護を開廃止されており、それぞれ被保護世帯総数の約三%から四%にあたっている。開始の原因をみると、あいかわらず、世帯主および世帯員の傷病に起因して保護を開始される世帯が約五〇%から五五%を占め、傷病に起因せぬ勤労収入の減少、喪失などによつて保護を開始される世帯は一%から一四%を占めている(第一-二五表および第一-三図参照)。

第1-25表 原因別保護開始世帯の推移

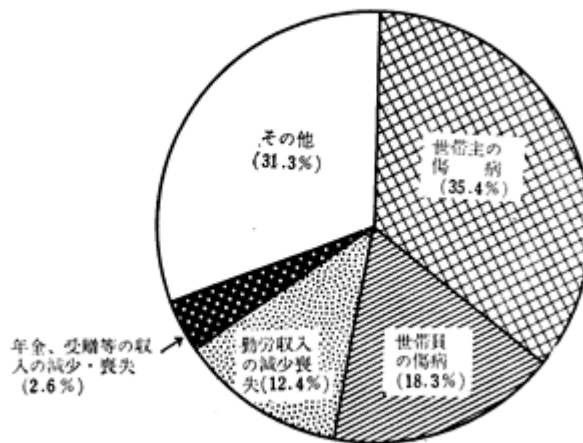
		34年 6月	34年 9月	35年 3月	35年 6月	35年 9月	36年 3月	36年 6月
開	始 世 帯 数	22,620	20,466	21,070	20,250	18,208	20,330	20,974
構	成	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	世帯主の傷病	54.2	53.7	53.4	36.3	35.9	36.1	35.4
成	世帯員の傷病				21.6	20.9	19.0	18.3
	勤労収入の減少・喪失	11.6	12.3	13.7	11.4	11.1	13.3	12.4
比	年金・受贈などの収入の減少・喪失	-	-	-	2.1	2.2	2.7	2.6
	その他	31.2	31.6	30.5	26.0	26.4	26.6	28.7
	他管内からの転入	3.0	2.5	2.4	2.6	3.5	2.3	2.6

資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」による。  
 (注) 34年6月～35年3月の「その他」については調査項目改正により連続しない。

第1-3図 保護開始原因別開始世帯数の構成(36年6月)

第1-3 図 保護開始原因別開始世帯数の構成

(36年6月)



資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」による。

他方、廃止の理由をみると、傷病の治ゆを理由とするものが二五%から三〇%を占め、傷病の治ゆに起因せぬ勤労収入の増加によるものが二〇%以上を占めている。これらの傾向は従来とあまり変つていない(第一-二六表および第一-四図参照)。

第1-26表 理由別保護廃止世帯の推移

第 1-26表 理由別保護廃止世帯の推移

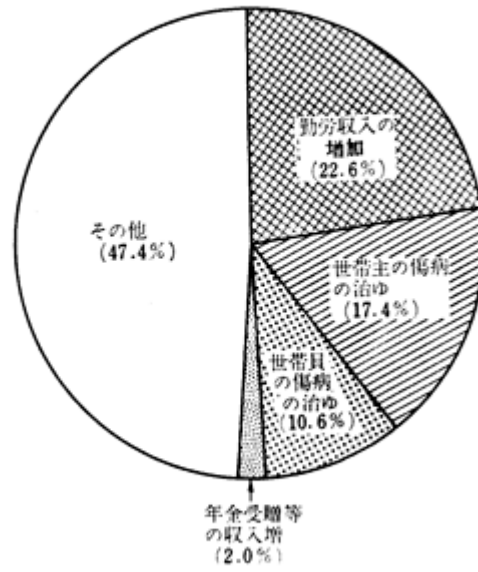
	34年 6月	34年 9月	35年 3月	35年 6月	35年 9月	36年 3月	36年 6月
廃止世帯数	19,524	17,610	24,900	18,734	17,180	21,172	16,634
構成比							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
世帯主の傷病治ゆ	28.8	30.4	23.0	18.6	17.9	16.1	17.4
世帯員の傷病治ゆ							
勤労収入の増加	20.1	18.3	23.3	22.2	20.5	23.3	22.6
年金・受贈などの収入増	-	-	-	1.9	2.0	1.9	2.0
その他	44.7	44.0	47.4	37.5	38.3	41.2	39.6
他管内への転出	6.3	7.4	6.2	7.3	8.1	6.9	7.8

資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」による。

(注) 第1-25表に同じ。

第1-4図 保護廃止理由別廃止世帯数の構成(36年6月)

第 1-4 図 保護廃止理由別廃止世帯数の構成  
(36年 6月)



資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」による

## 第二部 各論

### 第一章 公的扶助

#### 第四節 保護施設

生活保護法による要保護者の保護の方法としては、本人の住居に住ませたま行なう方法(居宅保護)と特別に必要あるものを施設に收容し、または施設を利用して行なう方法(施設保護)との二種類がある。このうち、後者の方法のための施設を保護施設というが、昭和三六年三月現在において施設保護を受けている被保護者は、七万二、九四八人で全被保護者の約四・五%に及んでいる。保護施設には、(1)要保護老人を收容して保護する養老施設(2)重度の精神障害者、身体障害者などで、自分で日常生活の用を足せない要保護者を收容する救護施設(3)要保護者のなかで施設に收容し、適当な生活指導などを行なうことによつて自立更生の可能性のあるものを收容する更生施設、また、要保護者に簡易な作業を行なわせ収入を得させる授産施設のほか、(5)宿所提供施設(6)医療保護施設の六種がある。

これらの保護施設は、年とともに整備拡充が図られてきているが、なお、次のようないくつかの問題が残されている。

(1) 保護施設が、養老、救護施設を中心として逐次整備拡充されている(附表一八参照)が、なお、全国には数万人に及ぶ要收容者が存在し、そのうちでも、特に、養老施設については、老齢人口が急増しつつあることと、家族による私的扶養がしだいに崩れつつあることなどから、最近特にその需要が高まり、三五年七月の「養老施設要收容者調査」の結果によれば、早急に施設收容を要するものが約三万九、〇〇〇人にのぼっている。また、救護施設についても、要收容者に比べ、施設がきわめて少なく未收容率は、約六五%を示しているなど、養老施設と救護施設の收容力の増加が望まれている。

一方、これら既設の保護施設のなかには、すでに建築後五〇年以上を経過した老朽施設が全施設の約四%を占めているが、これら老朽施設については人命保護および利用者の保健衛生などの立場から早急に移改築などの改善措置を講ずる必要があり、施設整備上の重要な問題となつている。

(2) 現在約一万人にのぼる施設職員(医療保護施設を除く。)に対する処遇は、漸次改善されつつあり、また、本年四月、保護施設に対する、労働基準法第八条の各号別適用事業の範囲が明確にされ、同法にのつとつた労務管理が要請されるに至つたが、特に民間保護施設における施設経営の実態は必ずしも満足すべき状態とはいえないので、保護施設運営の合理化は今後の大きな課題の一つである。

(3) 保護施設の種類は、前述のとおり六種類であるが、社会状況の変化により、要望される施設の機能も変化しているので、利用者の実態により分類收容する必要がある。特に養老施設については、保護を要する老人をその精神的肉体的な老衰程度などによつて分類して收容するなど老人福祉という観点からの再検討が要請されている。

(4) 生活保護法による授産施設は、昭和三〇年を頂点として、しだいにその施設数と利用人員が減少しつつあるが、この傾向は、最近における経済の著しい好況などに起因しているとはいえ、依然として社会福祉事業法による授産施設と並んで、被保護者だけでなく、就業能力の限られた低所得階層に対する防貧対策のうえにおいて、相当重要な意義を有するものである。なお、三六年度から実施されている家庭授産制度は、就労の意欲を持ちながら、育児、介護などの家庭的事情によつて、授産施設に通えない人々のために、家庭において働くことのできる仕事を提供し、製品の集荷から工賃の支払いまで一貫して行なうものであるが、現在全国で一八か所、約一、八〇〇〇人の



人々がこれを利用しており、好評を受けている。

最後に、これらの保護施設の創設、拡張、修理、改造などの整備に要する費用については、第一-二七表の負担(補助)率により国庫負担(補助)が行なわれているが、その三六年度予算額は、四億一、七〇〇万円で、前年度に比べ約六%の増加となつている。保護施設の運営に必要な人件費、庁費などの事務費基準額は毎年、国において定められ、その基準額の範囲内で都道府県知事(五大都市の長を含む。)が個々の施設ごとに支弁額を定めて支出し、その額の八割を国庫で負担している。三六年度における事務費国庫負担予算額は、前年度より三億三、二〇〇万円を増額して一六億八、七三三万円が計上されている。なお、養老施設を例にとり、事務費基準額の推移をみれば第一-二八表のとおりであり、三六年四月一日改訂の一人当たり事務費は、前年度に比較して二〇円、率にして約二割五分の増となつている。

第1-27表 保護施設整備費補助金の現行負担(補助)率

第 1—27表 保護施設整備費補助金の現行負担(補助)率

設置区分	負担団体				
	設置者	都	道 府 県	五大市	国
県 立	創 設	$\frac{1}{2}$		—	$\frac{1}{2}$
	拡張など	$\frac{1}{2}$		—	$\frac{1}{2}$
市町村立	創 設	$\frac{1}{4}$		$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{4}$
	拡張など	$\frac{1}{4}$		$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{4}$
法人立	創 設	$\frac{10}{10}$		—	—
	拡張など	$\frac{1}{4}$	$(-\frac{1}{4})$	$\frac{3}{4}$	$(-\frac{2}{4})$
					(県の $\frac{3}{4}$ に対し $\frac{2}{3}$ )

厚生省社会局調

第1-28表 施設事務費基準額改訂の推移

第 1—28表 施設事務費基準額改訂の推移  
(養老施設50人定員：1級地の場合)

改 訂 年 月 日	基 準 額	円 銭
21 年 9 月 18 日	被保護者1人当たり1日	1.35
22 8 8		6.00
23 8 1		23.30
25 10 1		42.00
27 4 1		50.00
28 4 1		64.00
29 9 1		73.00
32 4 1		83.00
33 4 1	月(2,555円)	84.00
34 4 1	月(2,645円)	86.00
35 4 1	月(2,680円)	88.00
36 4 1	月(3,300円)	108.00

厚生省社会局調

- (注) 1. 27年4月1日から定員規模別区分を設けた。  
2. 29年9月1日から級地別区分を設けた。  
3. 33年4月1日から月額基準額に改めた。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*